

# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成26年  
6月

**「心と体の健康なくして安全なし！」 健康確保対策に取り組みましょう！**

## 1 「死亡労働災害防止強化期間」を設定(5月～7月末)！

県内で死亡労働災害が多発し、13名の方が亡くなりました。ご冥福をお祈り申し上げますとともに、各企業の安全対策に万全を期して頂きますよう強くお願い申し上げます。

岩手労働局では、5月～7月を強化月間として各種対策を取り組むこととしています。各企業でも安全衛生パトロールの実施などの強化をお願いします。

『基本に返って 安全確認！高めよう一人ひとりの安全意識』

## 2 全国安全週間の活動計画を策定しましょう！

**「みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」**

第87回全国安全週間が始まります。準備月間6月1日～30日、本週間7月1日～7日  
準備期間中の活動、本週間の活動、それぞれ計画を立てて取り組みましょう。

一人一人の安全意識を高めるための活動、安全を優先させ危険の芽を摘み取りましょう。

また、今年度の安全衛生年間計画をまだ策定していない場合は、準備期間中に策定しましょう。

☛ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000043599.html>

## 3 機械ユーザーから機械メーカー等への災害情報等の提供の促進！

機械災害を防止するため、「機械譲渡者等が行う機会に関する危険性等の通知の促進に関する指針」が示されていますが、今般、「機械ユーザーから機械メーカー等への災害情報等の提供の促進要領」が策定された。

機械災害発生した場合は、機械の名称、型番等、災害が起きた部分、災害等の状況（作業内容、被災状況、使用状況、メンテナンス状況、ヒヤリハット状況）を機械メーカー（流通業者等の機械譲渡者含む）に対し連絡し、機械メーカー等と連携し、災害等の再発防止対策を講じましょう。

もしも、災害が発生した場合は、監督署にもご連絡を。また、回転部分にカバーが無い機械がありましたら、災害発生前に監督署にご連絡願います。（機械メーカー等に対する指導を行います。）

## 4 技能特例講習の受講はお済みですか！ 猶予措置が6月末で終了します。

ブレイカーの技能講習を修了された方や鉄骨切断機等の運転業務従事経験が6か月以上の方は、平成25年7月1日の改正安衛則施行後、1年間は引き続き鉄骨切断機等の運転業務に従事することができますが、平成26年7月1日以降は、技能講習特例講習を修了しないと鉄骨切断機等の運転業務に就くことができません、  
規制対象機種：鉄骨切断機、コンクリート破砕機、解体用つかみ機

☛厚生労働省☛ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei52/>

## 5 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成26年5月25日現在]

休業4日以上労働災害 25件 うち 復旧・復興工事にかかる災害 5件  
死亡災害 1件（1月発生、車両系建設機械の横転）

### ＜災害事例＞

水産食料品製造工場において、機械の清掃中、機械の回転部分に指をはさんで指を切断した。

### ＜災害防止のためのワンポイントアドバイス＞

水産食料品製造業の災害が5月に続けて発生しました。はさまれ・巻き込まれ災害及び転倒災害の防止を徹底しましょう。

- 機械の掃除・修理・調整の作業を行う場合は、機械が停止したことを確認してから作業しましょう。
- 安全な通路の確保、滑りにくい構造の床とする、耐滑性の靴を着用する。
- 食品加工機械の安全装置、安全カバー、インターロック機構などの状況を点検しましょう。
- 作業手順が守られているか、不安全行動はないか、現場巡視を行いましょう。